【表紙】

【提出書類】臨時報告書【提出先】関東財務局長【提出日】2025年11月21日

【会社名】 テクノプロ・ホールディングス株式会社

【英訳名】 TechnoPro Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】代表取締役社長兼CEO八木 毅之【本店の所在の場所】東京都港区六本木六丁目10番1号

【電話番号】 03-6327-1080

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 上村 達也

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号

【電話番号】 03-6327-1080

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 上村 達也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2025年11月20日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 2025年11月20日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)について、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)を実施するものであります。

併合の割合

当社株式について、25,000,000株を1株に併合いたします。

本株式併合の効力発生日

2025年12月11日

効力発生日における発行可能株式総数

16株

第2号議案 定款一部変更の件

第1号議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は16株となります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条(発行可能株式総数)の発行可能株式総数を変更するものであります。

第1号議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は4株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数に関する定めを廃止するため、定款第7条(単元株式数)及び第8条(単元未満株式についての権利)の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

第1号議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となるとともに、1株以上の当社株式を所有する株主はビー・エックス・ジェイ・イー・ツー・ホールディング株式会社のみとなるため、定時株主総会の基準日に関する定め、株主総会資料の電子提供制度に係る定め及び自己株式の市場取引等による取得に係る定めはその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第12条(定時株主総会の基準日)、定款第14条(電子提供措置等)及び定款第37条(自己株式の取得)の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の 効力発生日である2025年12月11日にその効力が発生するものといたします。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件 並びに当該決議の結果

— • 1 – H2077 NRW - F 114717					
決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛 成割合(%)
第1号議案	980,140	150	9	(注)	可決 (99.98)
第2号議案	980,140	150	9	(注)	可決 (99.98)

(注)議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4)議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本臨時株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本臨時株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上